

南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
についてをここに公布する。

令和 7 年 6 月 1 2 日

南知多町長 石黒和彦

南知多町条例第 27 号

南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年南知多町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号中「第 2 条第12項」を「第 2 条第13項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第14項」を「第 2 条第 15項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。